

# 宮津市公報

平成25年9月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 告 示

- 93 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物  
処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の住所及び名称の変更…………… 1
- 94 宮津市議会定例会の招集…………… 1
- 95 宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱…………… 1
- 96 地縁による団体の認可…………… 2

### 公 告

- 27 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧…………… 2
- 28 宮津市職員採用試験実施要項…………… 4
- 29 平成25年度農用地利用集積計画の縦覧…………… 6
- 30 公示送達…………… 6
- 31 条件付一般競争入札の実施…………… 7

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 8

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 29 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧…………… 9
- 30 有権者総数の50分の1の数…………… 9
- 31 有権者総数の3分の1の数…………… 9
- 32 有権者総数の6分の1の数…………… 9

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 8 宮津市農業委員会総会の招集…………… 10
- 9 宮津市農業委員会総会の招集…………… 10

## 告 示

### 宮津市告示第93号

平成25年4月1日付け宮津市告示第35号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、住所及び名称の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成25年8月12日

宮津市長 井上正嗣

### 記

#### 1 変更事項

委託者の住所及び氏名

変更前 舞鶴市字下安久無番地 京都府漁業協同組合連合会

変更後 舞鶴市字下安久1013番地の1 京都府漁業協同組合

#### 2 変更日

平成25年7月1日

\* \* \*

### 宮津市告示第94号

平成25年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月21日

宮津市長 井上正嗣

1 期 日 平成25年8月28日

2 場 所 宮津市議会議事堂

\* \* \*

### 宮津市告示第95号

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年8月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域総合整備資金貸付要綱（平成12年告示第125号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「見込まれるもの」の次に「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、市長が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）」を加える。

第5条第1項中「9億3,000万円」を「10億5,000万円」に改め、同項ただし書中「14億円」を「15億7,000万円」に改め、同条第2項中「に係る借入総額」を「から国庫補助金等の額を控除した額」に、「25パーセント」を「35パーセント」に改める。

第13条中「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該借入人に対し、償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる」を「借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする」に改め、同条第4号中「協調融資金融機関等から」を「民間金融機関等からの」に改め、同条第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号」を「前3号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第12号を同条第10号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(貸付額の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 平成33年3月31日までの間における第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「10億5,000万円」とあるのは「13億5,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「20億2,000万円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第96号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年9月2日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

1 名 称 つつじが丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 会員相互の親睦及び連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 公民館、公園等の維持管理

(4) テレビ共同受信施設組合の運営

(5) 建築協定によるより良い住環境の維持増進

(6) 各種団体との連絡調整

(7) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区 域 宮津市字獅子崎小字つつじが丘の区域

4 主たる事務所の所在地 宮津市字獅子崎1037番地

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 西 村 竹 生

住 所 <省略>

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成25年9月2日

## 公 告

宮津市公告第27号

宮津農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

平成25年8月5日

宮津市長 井上正嗣

#### 1 縦覧期間

自 平成25年8月5日

至 平成25年9月4日

#### 2 縦覧場所

宮津市産業振興室（別館3階）

#### 3 意見書の提出先等

(1) 提出先 宮津市産業振興室

(2) 提出方法 郵送又は持参によることとし、電話での意見は受け付けません。

(3) 提出期限 平成25年9月4日

ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限ります。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、宮津農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

#### 4 異議の申出先等

(1) 申出先 宮津市産業振興室

(2) 申出方法 郵送又は持参によることとします。

(3) 申出期限 平成25年9月4日の翌日から起算して15日以内。ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うものとします。この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

・異議申出に係る農用地利用計画の変更案

・異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

・異議の申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日

・異議申出の趣旨及び理由

・異議申出の年月日

\* \* \*

## 宮津市公告第28号

## 宮津市職員採用試験実施要項

平成26年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成25年8月20日

宮津市長 井上正嗣

## 1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受験資格
一般事務職	若干名	(1) 昭和62年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成26年3月末日までに卒業見込みの方 (2) 平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成25年3月に卒業した方又は平成26年3月末日までに卒業見込みの方
電気技術職	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（電気）課程を修得し卒業した方又は平成26年3月末日までに卒業見込みの方
保育士	2名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭及び保育士の両方の資格を有する方（平成26年3月末日までに両方の資格の取得見込みの方を含む。）
幼稚園教諭	1名	

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

「保育士」「幼稚園教諭」について、取得見込みで受験した方が、平成26年3月末日までに保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

## 2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成25年10月20日(日) 午前8時30分(午前8時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。
場所	宮津市中央公民館(宮津市字鶴賀)	宮津市役所

## 3 試験方法及び内容

## (1) 第1次試験

## 試験科目

区分	試験科目
一般事務職	一般教養試験・適性検査・作文
電気技術職	一般教養試験・専門試験(電気)・適性検査
保育士	一般教養試験・専門試験(保育士)
幼稚園教諭	一般教養試験・専門試験(幼稚園教諭)

## 試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間(保育士及び幼稚園教諭は1時間30分)
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

	保育士	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）
	幼稚園教諭	発達心理、教育学、保育原理、保育内容、法規
事務適性検査	筆記試験	試験時間10分
作文	筆記試験	試験時間50分

(2) 第2次試験

身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成25年8月26日以後に診断されたものに限りません。）

個別面接

4 合格発表

区 分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	11月上旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬（予定）	

電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成26年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成26年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成27年3月31日までです。

6 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書（写真は、申込前3カ月以内に撮影した上半身前向き） 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 最終学年成績証明書 大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 保育士及び幼稚園教諭の資格を証明する書類の写し（保育士、幼稚園教諭受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、80円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 企画総務室職員係（本館3階）

7 受験申込みの受付期間

平成25年8月26日(月)から平成25年9月13日(金)まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、9月13日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、9月20日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

日曜日及び土曜日は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

8 給与等 (平成25年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給 (幼稚園教諭以外)	166,176円 (173,100円)	147,558円 (153,700円)	135,360円 (141,000円)
初任給 (幼稚園教諭)	184,015円 (193,700円)	161,025円 (169,500円)	-

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

( ) 書きは、財政健全化のための給与減額措置をしなかったとした場合の金額です。

9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合 得点	各合格発表 の日から2 週間	宮津市役所本館3階(企画総 務室職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を 除く、午前8時30分から午後 5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

10 受験についての問い合わせ先

宮津市企画総務室職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

直通番号 (0772)45-1603

【参考】

地方公務員法第16条(抄)

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図(略)

\* \* \*

宮津市公告第29号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により平成25年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成25年8月26日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成25年8月26日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室(別館3階)

\* \* \*

宮津市公告第30号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年 8 月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

&lt; 以下掲示済 &gt;

\* \* \*

## 宮津市公告第31号

条件付一般競争入札の実施について

宮津マルシェ（仮称）観光交流センター等実施設計業務（宮繰自循委第1号）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成25年 8 月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 宮津マルシェ（仮称）観光交流センター等実施設計業務
- (2) 業務番号 宮繰自循委第1号
- (3) 業務場所 宮津市字浜町地内
- (4) 業務概要 設計一式

『観光情報センター』 鉄骨造又は木造平家建

『トイレ棟』 鉄骨造又は木造平家建

合計床面積 = 280 m<sup>2</sup>程度

電気（電源設備、照明器具、弱電機器）

機械（給排水衛生設備、空調設備）

急速充電器 2台

観光情報センター駐車場 面積 1,300 m<sup>2</sup>程度（20台程度）広場（デッキ） 面積 650 m<sup>2</sup>程度

植栽 一式

- (5) 業務期間 契約日の翌日から平成25年11月29日まで

## 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担 当 室 宮津市自立循環型経済社会推進室（まちづくり係）

宮津市役所別館3階

郵便番号 626-8501

所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1607

FAX番号 0772-25-1691

E-mail [machizukuri@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:machizukuri@city.miyazu.kyoto.jp)

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体の指名停止期間中でない者であること。
- (3) 平成25年度宮津市測量等業務指名競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしており、一級建築士が複数名以上在籍していること。
- (5) 営業所所在地 近畿圏内に本社・営業所を置く者
- (6) 業務実績 平成 15 年以降に、地方自治体発注の設計業務で、業務概要に記す規模と同等程度の業務の元請として実績のあること。

## 4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種業務の完了実績調書（別記様式2）

3(6)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の完了実績を少なくとも1件記載すること。

## イ 確認資料

アの同種業務の完了実績及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

## 5 入札手続等

## (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成25年8月29日(木)から平成25年9月5日(木)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

\* ) 入札参加資格確認申請書等については、宮津市ホームページに掲載する。

## (2) 設計図書等の閲覧期間

平成25年8月29日(木)から平成25年9月12日(木)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当室

\* ) 設計図書については、宮津市ホームページに掲載する。

## (3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成25年8月29日(木)から平成25年9月5日(木)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)ただし、郵送の場合は平成25年9月5日(木)の午後5時までまでに必着とする。

## (4) 設計図書に関する質問の受付

平成25年9月12日(木)までに、設計図書に関する質疑書(別記様式4)を提出すること。ただし、郵送又はFAXの場合は平成25年9月12日(木)の午後5時までまでに必着とする。

## (5) 設計図書に関する回答の閲覧

平成25年9月13日(金)に宮津市ホームページに掲載する。

\* ) 申請書、入札事務に関する簡易な質問は、随時口頭により回答する。

## (6) 入札日時及び場所

平成25年9月18日(水)午前10時

宮津市役所本館南棟1階第2会議室(予定)

## 6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

## 7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

## 9 その他

その他については、宮津市財務規則の定めるところによる。

## 教育委員会

**〈告 示〉**

宮津市教育委員会告示第12号

平成25年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月12日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成25年8月22日(木)午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月29日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成25年9月3日から9月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
（宮津市役所内）  
宮津市選挙管理委員会事務局

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第30号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

3 3 7 人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5 , 6 1 1 人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2 , 8 0 6 人

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年8月2日

宮津市農業委員会

会長 小嶋保徳

1 日 時 平成25年8月9日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第20号 非農地証明について

議第21号 農用地利用集積計画について

\* \* \*

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年9月2日

宮津市農業委員会

会長 小嶋保徳

1 日 時 平成25年9月11日(水) 午前8時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第22号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第23号 農地法第4条の許可申請に係る意見について

議第24号 非農地証明について

議第25号 農用地利用集積計画について